

■第409回食品安全委員会

日時：平成23年12月1日（木）14：00～14：27

傍聴者：6名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

（ア）添加物 1品目

1）サッカリンナトリウム

・厚生労働省及び長尾委員から説明。

・本品目は、既に、添加物「サッカリンカルシウム」の食品健康影響評価において、「サッカリンカルシウム、サッカリン及びサッカリンナトリウム」のグループ一日摂取許容量（ADI）を設定しており、提出された資料からは既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

* 甘味料として欧米諸国等で広く使用が認められています。

（イ）遺伝子組換え食品等 2品目

1）BDS株を利用して生産されたL-セリン

2）RGB株を利用して生産されたL-アルギニン

・本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

* 1）飲料などの調味料として使用される食品添加物です。

* 2）栄養補給を目的として使用される食品添加物です。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

1）添加物「trans-2-ペンテナール」に係る食品健康影響評価について

・「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* バター、後発酵茶、グアバ、トマト、紅茶等の食品中に存在し、また、鶏肉等の加熱調理により生成する成分です。欧米において、焼菓子、ソフト・キャンデー類、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、アルコール飲料、清涼飲料等様々な加工食品に、香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

（3）食品安全関係情報（11月5日～11月17日収集分）について

・事務局から説明。